

令和 7 年度 第 2 回差別解消支援地域協議会

会議名：第 2 回差別解消支援地域協議会

日 時：令和 8 年 3 月 19 日（木） 14 時 00 分～14 時 35 分

場 所：団体活動室 2・3

出席者：鈴木会長、小林副会長、島田委員、大網委員、久保委員、高木委員、東坂委員、山本委員、松村委員、久松委員、高橋委員、川野委員、岡田委員、協力者 西原氏、協力者 佐々木氏（15 名）（以下、敬称略）

事務局：石田課長、工藤係長、浦尾係長、久保田、會津（障害福祉課）

：飯ヶ谷、甲斐、（基幹相談支援センター）

欠席者：石川委員、石田委員、秋本委員、橋本委員、野路委員、新田委員、中村委員、山崎委員

傍聴者：3 名

議 題：

1. 白井市差別解消支援地域協議会 午後 2 時 00 分～午後 2 時 35 分

白井市における障害者差別に係る実績について

事務局) 現状として、市の窓口で「差別を受けています」という相談は無いため「こういった相談がありました」という紹介が出来ない。しかし、差別ではないがそれに近い相談について例示したい。

事務局) 基幹相談支援センターとしても差別という相談はなかった。千葉県条例の広域相談員としての登録もしているが、そちらへの相談もなかった。総合相談の中で、地域住民からの相談や働く企業について差別に繋がりそうな相談はあった。

事務局) 市のホームページで差別解消法について周知している。また、国として「つなぐ窓口」が更新されていることを知っていただきたい。手話でも対応可能となっている。

庁内でも合理的配慮について毎年度新しい職員に向けて研修を行っている。グループワークを行う中で「こういう障害の人に必要な合理的配慮は？」等を考えていただいている。そういったことを通じて、「市の事業に障害がある人が参加出来るようにするためにはどうしたら良いか？」と担当課から相談をいただくことがあった。

市の取組に対するご意見やご提案等があればお願いします。

委員) 自分自身が障がい当事者であり「合理的配慮をしてもらえなかった」と感じた場面もあった。こういったことを感じない事業所であってほしいと思う。

委員) 事業所の余暇活動で、職員間で話し合いの中で「調理実習の中で包丁を扱うこ

とは危ないんじゃないか？」と声が上がった。しかし「健常者は当たり前を使うのに、それは差別じゃないか？」という意見も出て、結果としては包丁を使用した調理実習を行った。日々差別にならないように気を付けている。

委員) 支援級に通っている子について。学校と子どもの意見も聞きながら色々と調整をしたことがある。

委員) 障害者就業・生活支援センターには「合理的配慮が足りない」というご相談はある。個別性の高い話になるため、医師の意見書等を基に個別調整が必要となる。また、特別な配慮が必要なお子さんが一般の学習塾に行けないという相談や、障がいがある方々がレストラン予約をする時に「介助員がいないと予約が取れない」と言われたりしたとの相談があった。間に入って条例説明等を行い対応した。しっかりと条例や対応について啓発活動をしていくべき。

委員) 白井市手をつなぐ育成会は特別支援学校のお子さんの保護者がほとんど。それぞれの学校での保護者会も多く、お互いがフォローし合っている部分もある。最近では、支援学級や普通学級に通っている子の保護者から相談を受けることがある。「支援学級じゃなくて支援学校じゃないの?」「普通学級じゃなくて支援学級じゃないの?」と言われ「なんでそんなこと言われたいいけないの?」と感じている保護者もいる。「それは教育現場での問題ではないのか?」と思うことを家庭に求められてしまうことがある様子。傷ついている保護者を見て悩んでいるところ。

事務局) 福祉事業所では理解があっても、職場や学校など、集団の場となると、難しさが生じてくるのかもしれない。

委員) 先日、教育と福祉をつなぐ研修が行われた。教育現場もどうしたら良いか分かっていない実情がある。どこに相談したら良いのか分からない。先日のような講演会があるとそれぞれが融合していける場があると良いなと思う。